



後期高齢者医療の
はり・きゅう券（見本）

No. 1 - 1
長島町後期高齢者医療はり・きゅう受療券

見本 長島町長 長島郡 出水町

- 本券の使用は、長島町が指定する、はり師・きゅう師に限り有効です。
- 受療のときは、本券と後期高齢者医療被保険者証を持参してください。
- 本券は、交付を受けた本人以外は使用できません
- 本券による支給額は600円です。
- 保険診療（療養費）との併用はできません。

被保険者番号	0
受療者名	0
生年月日	年月日
有効期限	令和9年3月31日
施術日	令和 年 月 日
施術者	

国民健康保険の
はり・きゅう券（見本）

No. 1 - 1
長島町国民健康保険はり・きゅう受療券

見本 長島町長 長島郡 出水町

- 本券の使用は、長島町国民健康保険が指定する、はり師・きゅう師に限り有効です。
- 受療のときは、本券と国民健康保険の資格が確認できるものを持参してください。
- 本券は、交付を受けた本人以外は使用できません。
- 本券による支給額は600円です。
- 保険診療（療養費）との併用はできません。

国保記号番号	長国保
世帯主氏名	0
受療者名	0
生年月日	年月日
有効期限	令和9年3月31日
施術日	令和 年 月 日
施術者	

はり・きゅう券を交付します

国民健康保険または後期高齢者医療の加入者を対象にはり・きゅう券を交付します。
はり・きゅう券は、1回の施術に600円の補助で、1年で30回までとなります。
交付希望者は、運転免許証やマイナンバーカードなどの本人

問い合わせ先
役場町民保健課国民健康保険係
☎(86)1157「直通」

高齢者元気度アップ地域活性化事業
～地域包括支援センターだより～

町では、65歳以上の健康づくりやボランティアなどの社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取り組みを図ることを目的とした3つのポイント事業を実施しています。

【事業の流れ】

①長島町社会福祉協議会へ登録申請し、ポイントカードをもらう。
※既に登録申請されている場合は、再度申請する必要はありません。

②対象活動に参加し、ポイントをとめる。

③貯まったポイントは、毎年2月末に地域商品券に交換申請する。

④個人ポイント事業
1人あたり5千円を上限に実績に応じて商品券を配布。

⑤グループポイント事業
1グループあたり6万円を上限に、実績に応じて商品券を配布。

問い合わせ先・申請先

長島町社会福祉協議会

☎(86)0190「直通」

問い合わせ先

役場介護環境課地域包括係

☎(86)1153「直通」

①長島町ボランティアポイント事業

「ポイント付与対象となる活動」
・高齢者の通いの場や介護保険施設などでの介護のお手伝い
・自宅で生活する高齢者などの生活に係るお手伝い
・町が認める介護分野の各種研修などを受講

②長島町個人ポイント事業

「ポイント付与対象となる活動」
・町が実施する健康増進または介護予防に関する活動
・地域で行われている社会参加活動など、町が認めた活動
（老人クラブ、サロン、体操グループ、グラウンド・ゴルフグループなど）

③長島町グループポイント事業

「ポイント付与対象となる活動」
・互助活動ポイント
（高齢者を支援する活動、地域活性化の活動、町が認めた活動）
・子育て支援ポイント（子育て支援活動）
・子ども食堂ポイント
・地域デビューポイント
（新規設立グループや新たに高齢者が加入したグループに付与）

脳トレ
コーナー

空欄に+、-、×、÷を当てはめて、
計算式を完成させましょう。

- 17 □ 6 □ 12 = 35
- 39 □ 11 □ 9 = 19
- 26 □ 8 □ 3 = 31
- 6 □ 6 □ 13 = 23
- 28 □ 7 □ 14 = 18

ACP 人生会議
「人生会議しとこう」

ACPは一度決めたら終わりではありません。体調や生活環境が変われば、希望も変わるもの。定期的に見直ししながら、より自分らしい選択へと更新していくことが大切です。